

第1期東御市こども計画の変更について

資料1

第1期東御市こども計画 新旧対照表

変更後（案）	変更前																																																																																																								
<p>(3) 量の見込みの算出項目・方法</p> <p>ア 算出項目</p> <p>子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。</p> <p>(ア) 教育・保育給付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定区分</th> <th>利用できる施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの</td> <td>認定こども園、幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの</td> <td>認定こども園、保育所、満三歳以上限定 小規模保育</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3号認定 満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの</td> <td>認定こども園、保育所、小規模保育等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 地域子ども・子育て支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>妊婦等包括相談支援事業</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>妊婦健診</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>産後ケア事業</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>乳児家庭全戸訪問事業</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>親子関係形成支援事業</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>利用者支援事業</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>地域子育て支援拠点事業</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>養育支援訪問事業</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>子育て短期支援事業</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>子育て世帯訪問支援事業</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>一時預かり事業及び預かり保育事業</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>延長保育事業</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>病児・病後児保育事業</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>放課後児童健全育成事業</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>児童育成支援拠点事業</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和8年度からは子ども・子育て支援法第30条の12に規定する「乳児等のための支援給付」として実施されます。</p>		認定区分	利用できる施設	1	1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの	認定こども園、幼稚園	2	2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、 満三歳以上限定 小規模保育	3	3号認定 満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、小規模保育等		対象事業	1	妊婦等包括相談支援事業	2	妊婦健診	3	産後ケア事業	4	乳児家庭全戸訪問事業	5	親子関係形成支援事業	6	利用者支援事業	7	地域子育て支援拠点事業	8	養育支援訪問事業	9	子育て短期支援事業	10	子育て世帯訪問支援事業	11	一時預かり事業及び預かり保育事業	12	延長保育事業	13	病児・病後児保育事業	14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	16	放課後児童健全育成事業	17	児童育成支援拠点事業	18	実費徴収に係る補足給付を行う事業	19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	<p>(3) 量の見込みの算出項目・方法</p> <p>ア 算出項目</p> <p>子ども・子育て支援法のサービスは、大きく「教育・保育給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分類されます。</p> <p>(ア) 教育・保育給付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定区分</th> <th>利用できる施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの</td> <td>認定こども園、幼稚園</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの</td> <td>認定こども園、保育所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3号認定 満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの</td> <td>認定こども園、保育所、小規模保育等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 地域子ども・子育て支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>妊婦等包括相談支援事業</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>妊婦健診</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>産後ケア事業</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>乳児家庭全戸訪問事業</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>親子関係形成支援事業</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>利用者支援事業</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>地域子育て支援拠点事業</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>養育支援訪問事業</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>子育て短期支援事業</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>子育て世帯訪問支援事業</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>一時預かり事業及び預かり保育事業</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>延長保育事業</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>病児・病後児保育事業</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>放課後児童健全育成事業</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>児童育成支援拠点事業</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>実費徴収に係る補足給付を行う事業</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</td> </tr> </tbody> </table>		認定区分	利用できる施設	1	1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの	認定こども園、幼稚園	2	2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所	3	3号認定 満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、小規模保育等		対象事業	1	妊婦等包括相談支援事業	2	妊婦健診	3	産後ケア事業	4	乳児家庭全戸訪問事業	5	親子関係形成支援事業	6	利用者支援事業	7	地域子育て支援拠点事業	8	養育支援訪問事業	9	子育て短期支援事業	10	子育て世帯訪問支援事業	11	一時預かり事業及び預かり保育事業	12	延長保育事業	13	病児・病後児保育事業	14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	16	放課後児童健全育成事業	17	児童育成支援拠点事業	18	実費徴収に係る補足給付を行う事業	19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
	認定区分	利用できる施設																																																																																																							
1	1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの	認定こども園、幼稚園																																																																																																							
2	2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、 満三歳以上限定 小規模保育																																																																																																							
3	3号認定 満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、小規模保育等																																																																																																							
	対象事業																																																																																																								
1	妊婦等包括相談支援事業																																																																																																								
2	妊婦健診																																																																																																								
3	産後ケア事業																																																																																																								
4	乳児家庭全戸訪問事業																																																																																																								
5	親子関係形成支援事業																																																																																																								
6	利用者支援事業																																																																																																								
7	地域子育て支援拠点事業																																																																																																								
8	養育支援訪問事業																																																																																																								
9	子育て短期支援事業																																																																																																								
10	子育て世帯訪問支援事業																																																																																																								
11	一時預かり事業及び預かり保育事業																																																																																																								
12	延長保育事業																																																																																																								
13	病児・病後児保育事業																																																																																																								
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※																																																																																																								
15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）																																																																																																								
16	放課後児童健全育成事業																																																																																																								
17	児童育成支援拠点事業																																																																																																								
18	実費徴収に係る補足給付を行う事業																																																																																																								
19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業																																																																																																								
	認定区分	利用できる施設																																																																																																							
1	1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、教育を希望するもの	認定こども園、幼稚園																																																																																																							
2	2号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所																																																																																																							
3	3号認定 満3歳未満のこどもで、保護者の就労等で家庭で必要な保育が受けられないもの	認定こども園、保育所、小規模保育等																																																																																																							
	対象事業																																																																																																								
1	妊婦等包括相談支援事業																																																																																																								
2	妊婦健診																																																																																																								
3	産後ケア事業																																																																																																								
4	乳児家庭全戸訪問事業																																																																																																								
5	親子関係形成支援事業																																																																																																								
6	利用者支援事業																																																																																																								
7	地域子育て支援拠点事業																																																																																																								
8	養育支援訪問事業																																																																																																								
9	子育て短期支援事業																																																																																																								
10	子育て世帯訪問支援事業																																																																																																								
11	一時預かり事業及び預かり保育事業																																																																																																								
12	延長保育事業																																																																																																								
13	病児・病後児保育事業																																																																																																								
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）																																																																																																								
15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）																																																																																																								
16	放課後児童健全育成事業																																																																																																								
17	児童育成支援拠点事業																																																																																																								
18	実費徴収に係る補足給付を行う事業																																																																																																								
19	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業																																																																																																								

第1期東御市こども計画 新旧対照表

変更後 (案)						変更前							
(4) 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保方策 (単位:人)						(4) 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保方策 (単位:人)							
区分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	区分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1号認定	量の見込み	74	67	63	58	54	1号認定	量の見込み	74	67	63	58	54
	確保方策	74	67	63	58	54		確保方策	74	67	63	58	54
	特定教育・保育施設	74	67	63	58	54		特定教育・保育施設	74	67	63	58	54
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足	0	0	0	0	0		過不足	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み	540	493	459	424	397	2号認定	量の見込み	540	493	459	424	397
	教育ニーズ	38	35	32	30	28		教育ニーズ	38	35	32	30	28
	保育ニーズ	502	458	427	394	369		保育ニーズ	502	458	427	394	369
	確保方策	540	493	459	424	397		確保方策	540	493	459	424	397
	特定教育・保育施設	540	493	459	424	397		特定教育・保育施設	540	493	459	424	397
	特定地域型保育事業所		0	0	0	0		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0		過不足	0	0	0	0	0
3号認定 0歳児	量の見込み	53	51	48	45	42	3号認定 0歳児	量の見込み	53	51	48	45	42
	確保方策	53	51	48	45	42		確保方策	53	51	48	45	42
	特定教育・保育施設	41	39	36	33	30		特定教育・保育施設	41	39	36	33	30
	特定地域型保育事業所	12	12	12	12	12		特定地域型保育事業所	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	0	0	0	0	0		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足	0	0	0	0	0		過不足	0	0	0	0	0
	合 計	886	823	763	704	652		合 計	886	823	763	704	652
3号認定 1・2歳児	公立保育園	720	720	720	720	720	3号認定 1・2歳児	公立保育園	720	720	720	720	720
	海野保育園	90	90	90	90	90		海野保育園	90	90	90	90	90
	小規模保育所	36	36	36	36	36		小規模保育所	36	36	36	36	36
	くるみ幼稚園	75	75	75	75	75		くるみ幼稚園	75	75	75	75	75
	合計	921	921	921	921	921		合計	921	921	921	921	921
	(受入可能数: 2、3号定員の2割増)	(1,097)	(1,097)	(1,097)	(1,097)	(1,097)		(受入可能数: 2、3号定員の2割増)	(1,097)	(1,097)	(1,097)	(1,097)	(1,097)

第1期東御市こども計画 新旧対照表

変更後（案）	変更前
<p>(6) 教育・保育の一体的提供や推進体制の確保</p> <p>①認定こども園の普及に係る基本的考え方</p> <p>本市では、令和3（2021）年に学校法人くるみ幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行しました。市内保育所についても運営の在り方を引き続き検討します。</p> <p>②幼児教育・保育等の質の確保及び向上</p> <p>乳幼児期の発達が連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービスの利用を促すとともに、質の高い幼児教育・保育給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>③認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との円滑な接続の推進</p> <p>園小接続委員会を定期的に開催し、幼稚園教育や保育所保育の内容と小学校教育の内容、互いの指導方法の違いや共通点について理解を深め、認定こども園、幼稚園及び保育園で行っていることを小学校側と共有することで、生活リズムの変化となるべくゆるやかにしています。また、小学校で学ぶ内容を保育園が事前に知ることで、保育園での遊びの中に取り入れていきます。</p> <p>④保育士等の研修の充実による資質の向上</p> <p>「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い幼児教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。</p> <p>⑤教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進</p> <p>教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育保育施設との間で情報共有することができる体制を整備します。また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。</p> <p>(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項</p> <p>幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」は、幼稚園等を利用する保護者の経済的負担の軽減や利便性等を向上するため、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。</p>	<p>(6) 教育・保育の一体的提供や推進体制の確保</p> <p>①認定こども園の普及に係る基本的考え方</p> <p>本市では、令和3（2021）年に学校法人くるみ幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行しました。市内保育所についても運営の在り方を引き続き検討します。</p> <p>②幼児教育・保育等の質の確保及び向上</p> <p>乳幼児期の発達が連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービスの利用を促すとともに、質の高い幼児教育・保育給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>③認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との円滑な接続の推進</p> <p>園小接続委員会を定期的に開催し、幼稚園教育や保育所保育の内容と小学校教育の内容、互いの指導方法の違いや共通点について理解を深め、認定こども園、幼稚園及び保育園で行っていることを小学校側と共有することで、生活リズムの変化となるべくゆるやかにしています。また、小学校で学ぶ内容を保育園が事前に知ることで、保育園での遊びの中に取り入れていきます。</p> <p>④保育士等の研修の充実による資質の向上</p> <p>「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い幼児教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。</p> <p>(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項</p> <p>幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」は、幼稚園等を利用する保護者の経済的負担の軽減や利便性等を向上するため、子育てのための施設等利用給付の給付申請について、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。</p>